

京都市告示第 225 号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 16 条の規定に基づき、平成 19 年度京都市一般廃棄物処理計画を次のように改定します。

平成 19 年 9 月 28 日

京都市長 榊本 頼兼

平成 19 年度京都市一般廃棄物処理計画

1 一般廃棄物の処理量の見込み

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| (1) ごみ                | 665,850 t / 年 |
| (2) 犬、猫等の死体及び実験用動物の死体 |               |
| (犬、猫等)                | 11,384 個 / 年  |
| (実験用動物)               | 18 t / 年      |
| (3) し尿及び浄化槽汚泥         | 33,700 kl / 年 |

2 一般廃棄物の発生抑制・再資源化の方法

「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略 21～」に基づき、次のような取組を進めることにより、一般廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進を図る。

(1) 発生抑制の方法

ア 家庭系一般廃棄物への有料指定袋制度の実施

家庭系一般廃棄物のうち定期ごみ、缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装について、経済的インセンティブによるごみ減量を図るため、有料指定袋制度を実施する。

## イ 普及啓発活動

市民のごみ減量意識を高めるとともに、自主的な活動を促進するため、広報媒体、啓発冊子、施設見学会及び不用品リサイクル情報案内システムの活用を行うとともに、各まち美化事務所にごみ減量に関する相談等を行う窓口を設置し、市民への情報提供等の普及啓発事業の拡充を図る。

## ウ ごみ減量・リサイクル推進体制

市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、ごみ減量を推進していくための組織である「京都市ごみ減量推進会議」及び「地域ごみ減量推進会議」の活動を支援する。

## エ ごみ減量推進員経験者の育成

地域でのごみ減量やリサイクルに関する活動を推進するため、ごみ減量推進員経験者の育成に取り組む。

## オ ごみ減量・リサイクル推進店（めぐるくんの店）推奨制度

容器・包装材の減量やリサイクルの推進等に積極的に取り組んでいる小売店を「ごみ減量・リサイクル推進店（めぐるくんの店）」として認定し、その利用を市民に推奨する。

## カ 生ごみの減量・リサイクルの促進

家庭から排出される生ごみの減量やリサイクルを推進するため、電動式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器の購入助成を行う。

## キ 事業系一般廃棄物の減量指導

事業系廃棄物の減量を促進させるため、事業用大規模建築物の所有者等に対する減量指導を行う。

## ク 事業系一般廃棄物用透明袋の推奨

一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する事業系一般廃棄物について、

京都市ごみ減量推進会議認定の透明袋の使用を推奨する。

## (2) 再資源化の方法

### ア 資源ごみ収集

再資源化を図るため、家庭から排出される缶・びん・ペットボトル、小型金属類・スプレー缶、プラスチック製容器包装の分別収集を実施する。

なお、繰り返し使用できるリターナブルびん（生きびん）については、その再使用を促進するための拠点回収制度の普及促進を図る。

また、紙パック、使用済み乾電池及び蛍光管の拠点回収を促進するとともに、小学校給食用紙パックについても、再資源化をより一層促進する。

### イ コミュニティ回収制度の普及促進

町内会等の地域コミュニティが主体となって古紙類、缶及びびん等の多様な資源を回収するコミュニティ回収制度の普及促進を図るため、コミュニティ回収実施団体登録制度を実施する。

### ウ 廃食用油の回収及び燃料化

廃食用油の拠点回収については、専用回収容器の設置等により、日常的な地域住民からの油の受入体制を拡充するとともに、回収した廃食用油は、燃料化施設において燃料化を行う。

### エ 破碎処理施設及び焼却施設からの鉄分回収

大型ごみの破碎処理過程において、鉄分を回収する。

### オ 秘密書類の再資源化

事業所から排出される秘密書類について、本市、排出業者及び回収業者が連携し、リサイクルシステムを促進する。

#### カ 民間施設における事業系一般廃棄物の再資源化

事業系一般廃棄物のうち、樹木剪定枝、廃木材及び食品廃棄物など再資源化が可能なものについては、本市内及び周辺地域の民間施設における再資源化の促進を図る。

#### キ 特定家庭用機器廃棄物

特定家庭用機器再商品化法の対象である家電4品目が適正にリサイクルされるよう、構築したシステムを維持するとともに、普及啓発活動を実施する。

#### ク 家庭用パーソナルコンピュータ

資源の有効な利用の促進に関する法律の対象である家庭用パーソナルコンピュータが適正にリサイクルされるよう、構築したシステムを維持するとともに、普及啓発活動を実施する。

### 3 処理計画

#### (1) ごみ

##### ア 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画

次の図のとおり

最終処分	
埋立処分	埋立量
処理主体	京都市埋立施設 (不燃物) 21,900 t/年 (焼却残渣) 86,300 t/年  大阪湾広域処理場 (焼却残渣等) 15,500 t/年
合計	123,700t/年

中間処理		
処理方法・焼却・再資源化	残渣量	処理方法
処理方法・処理主体別の量 <焼却> 市 539,800 t/年		
<破砕> 市 57,300 t/年	(破砕後) 55,800t/年 (鉄分回収) 1,500t/年	焼却 再資源化
<再資源化> 市 46,850 t/年		
<b>【内訳】</b> 市 缶・びん・ペットボトル 18,990 t/年 小型金属類 200t/年 スプレー缶 200t/年 プラスチック製 容器包装 7,570 紙パック 100t/年 乾電池 60t/年 蛍光管 20t/年 廃食用油 140t/年 許可業者等 剪定枝 6,400t/年 廃木材 5,500t/年 食品廃棄物 4,400t/年	残渣 3,270t/年	焼却

処理区分 処理主体等	収集・運搬		処理方法
	処理主体	量	
定期ごみ	市	231,200t/年	焼却 破砕 再資源化
缶・びん・ペットボトル	市	21,700t/年	
小型金属類	市	400t/年	
プラスチック製容器包装	市	8,130t/年	
紙パック	市	100t/年	
乾電池	市	60t/年	
蛍光管	市	20t/年	
廃食用油	市	140t/年	
大型ごみ	市	6,200t/年	
一時多量ごみ	市	3,200t/年	
街頭ごみ容器のごみ	市	1,600t/年	
不法投棄ごみ	市	643,950t/年	
事業者収集ごみ	許可業者	280,400t/年	
持込ごみ	排出者	90,800t/年	
合計	計	21,900t/年	埋立
合計	計	665,850t/年	立

持込ごみには、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条に規定する産業廃棄物を含む。

イ 収集・運搬の概要

(7) 種類及び収集方法

種 類		概 要	収 集 回 数	収 集 方 法
家 庭 系 ご み	定 期 ご み		週 2 回。ただし，精 霊送りの供物及び 年末年始は，特別作 業の日程による。	ポリ袋（市長が指定す る袋(*1)）による定 点・片側・各戸収集。 ただし，精霊送りの供 物は，供物受納場所か らの収集
	資 源 ご み	缶・びん・ペ ットボトル	週 1 回。ただし，年 末年始は特別作業 の日程による。	ポリ袋（市長が指定す る袋(*2)）による定 点収集
		小型金属類・ スプレー缶	月 1 回。ただし，年 末年始は特別作業 の日程による。	ポリ袋による定点収集
		プラスチック 製容器包装	週 1 回。ただし，年 末年始は特別作業 の日程による。	ポリ袋（市長が指定す る袋(*2)）による定 点収集
		紙 パ ッ ク	随 時	拠点回収 （市内約 290 箇所）
		乾 電 池	随 時	拠点回収 （市内約 80 箇所）
		廃 食 用 油	随 時	拠点回収 （市内約 1,000 箇所）
		蛍 光 管	随 時	拠点回収 （市内約 180 箇所）
		大 型 ご み	申込みによりその つど	各 戸 収 集
	一 時 多 量 ご み	申込みによりその つど	各 戸 収 集	
	街 頭 ご み 容 器 の ご み	随 時	街頭ごみ容器からの収 集	
	不 法 投 棄 ご み	随 時	不法投棄箇所からの収 集	
	事 業 系 ご み	業 者 収 集 ご み		
持 込 ご み				

(\*1) 定期ごみに使用する市長が指定する袋

a 家庭ごみ用指定ごみ袋

容量	材質	色, 文字等	製造者
45 リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 家庭ごみ用 45ℓ その他市長が指定する文字等	市
30 リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 家庭ごみ用 30ℓ その他市長が指定する文字等	市
20 リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 家庭ごみ用 20ℓ その他市長が指定する文字等	市
10 リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 家庭ごみ用 10ℓ その他市長が指定する文字等	市
5 リットル	高密度ポリエチレン	黄色半透明 家庭ごみ用 5ℓ その他市長が指定する文字等	市

b ボランティア袋

容量	材質	色, 文字等	製造者
45 リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 公園・緑地ごみ用 その他市長が指定する文字等	市
45 リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 落ち葉等清掃用 その他市長が指定する文字等	市
30 リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 普通ごみ用 その他市長が指定する文字等	市
10 リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 普通ごみ用 その他市長が指定する文字等	市

(\*2) 資源ごみ（缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装に限る。）に使用する市長が指定する袋

a 資源ごみ用指定ごみ袋

容量	材質	色, 文字等	製造者
45 リットル	低密度ポリエチレン	無色透明 資源ごみ用 45ℓ その他市長が指定する文字等	市
30 リットル	低密度ポリエチレン	無色透明 資源ごみ用 30ℓ その他市長が指定する文字等	市
20 リットル	低密度ポリエチレン	無色透明 資源ごみ用 20ℓ その他市長が指定する文字等	市

b ボランティア袋

容量	材質	色, 文字等	製造者
30 リットル	高密度ポリエチレン	ナチュラル半透明 資源ごみ用 その他市長が指定する文字等	市

(イ) 収集しない一般廃棄物

区 分	品 目 の 例 示
有害な物質を含む一般廃棄物	自動車用鉛蓄電池, 二輪自動車用鉛蓄電池, ニカド電池, ボタン型乾電池, PCB使用部品, 劇薬・毒物などの薬品類, 農薬の入った容器及び使用済み注射針・注射器等
著しい悪臭を発生させる一般廃棄物	汚物の付着した紙おむつ, 汚泥及び腐敗した動植物性残渣等
一般廃棄物に従事する者に危険を及ぼすおそれがある一般廃棄物	ガスボンベ, 消火器, 石油類の入った容器, 塗料や溶剤の入った容器, 多量のマッチ, ガラス, 刃物, 剃刀及び串等
体積又は重量が著しく大きい一般廃棄物	自動車, オートバイ, 原動機付自転車, ピアノ, タイヤ, 耐火金庫 (50 cm角以上), 大型モーター及びドラム缶等



資源の有効な利用の促進に関する法律に定めるもの

重量が 1 キログラムを超えるパーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。）

（ただし、排出の方法によっては収集が可能となる一般廃棄物もあるため、その排出方法については、事前に環境局又はまち美化事務所の指示に従うこと。）

## ウ 中間処理施設の概要

### (7) 再資源化施設

施設名称	対象品目	処理能力	所在地
京都市北部資源リサイクルセンター	スチール缶, アルミ缶, ガラスびん及びペットボトル	40 t / 日	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町 27 番地
京都市南部資源リサイクルセンター	同上	60 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町 447 番地
西部圧縮梱包施設	プラスチック製容器包装	60 t / 日	京都市西京区大枝沓掛町 26 番地
京都市横大路学園	同上	20 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町 277 番地
京都市廃食用油燃料化施設	廃食用油	5,000 ㎓ / 日	京都市伏見区横大路千両松町 447 番地
J A 京都中央コンポステーション	樹木剪定枝	18.5 t / 日 (破碎及び堆肥化)	京都市左京区静市静原町 1092 番地の 2
ヨードクリーン	同上	40 t / 日 (破碎) 10.8 t / 日 (堆肥)	京都市西京区榎原秤谷 39 番地の 1 他合地
木材開発	木くず	200 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町 45 番地 1 の 2
伏見クリエイト	同上	93 t / 日	京都市伏見区久我西出町 4 番地の 38
りさいくる inn 京都	同上	95 t / 日	京都市南区東九条南松田町 34 番地
京都有機質資源	食品廃棄物	126 t / 日	長岡京市神足落述 1 番 他 3 筆

カンポリサイクルプラザ	同	上	25 t / 日	京都府南丹市園部町高屋西谷 51 番地 2
水口テクノスリサイクルセンター	同	上	22.2 t / 日	滋賀県甲賀市水口町松尾字松ノ本 362 番地の 2 及び 362 番地の 28

(イ) 破碎施設

施設名称	形式	処理能力	所在地
東北部クリーンセンター破碎施設	せん断式	80 t / 6 時間	京都市左京区静市市原町 1339 番地
東部クリーンセンター破碎施設	衝撃・せん断併用回転式	120 t / 6 時間	京都市伏見区石田西ノ坪 2 番地の 18
	せん断式	96 t / 6 時間	
南部クリーンセンター破碎施設	衝撃・せん断併用回転式	240 t / 6 時間	京都市伏見区横大路八反田 29 番地

(ウ) 焼却施設

施設名称	形式	処理能力	所在地
北部クリーンセンター	全連続燃焼式	400 t / 日	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町 27 番地
東北部クリーンセンター		700 t / 日	京都市左京区静市市原町 1339 番地
東部クリーンセンター		600 t / 日	京都市伏見区石田西ノ坪 2 番地の 18
南部クリーンセンター第一工場		600 t / 日	京都市伏見区横大路八反田 29 番地

(I) その他

施設名称	余熱利用
北部クリーンセンター	所内給湯, 暖房, 発電設備 (8,500kw×1) 及び温水プール
東北部クリーンセンター	所内給湯, 暖房及び発電設備 (15,000kw×1)
東部クリーンセンター	所内給湯, 冷暖房, 発電設備 (4,000kw×2), 温水プール, 老人保養センター, 図書館及び下水処理場
南部クリーンセンター第一工場	所内給湯, 暖房, 発電設備 (8,800kw×1) 及び体育館

エ 最終処分地の概要

施設名称	全体面積	埋立面積	全体容量	所在地
東部山間埋立処分地（エコランド音羽の杜）	1,560,000 m <sup>2</sup>	240,000 m <sup>2</sup>	4,500,000 m <sup>3</sup>	京都市山科区 小野御所ノ内 町～伏見区醍 醐陀羅谷 他
大阪湾広域処理場 （京都市割当分）			129,000 m <sup>3</sup>	大阪湾神戸沖

オ 直接搬入する場合の受入施設

ごみ種別	施設名称	対象区域	受入時間	備考
可燃ごみ	東北部クリーンセンター	全区	午前 9 時から正午まで 及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	19 年度の受入期間は 19 年 4 月 1 日から 20 年 3 月 31 日まで（土曜日、日曜日及び年末年始休業日等を除く。）
	東部クリーンセンター	山科区及び伏見区醍醐支所管内から排出されるごみ		
	南部クリーンセンター	全区		
不燃ごみ	東部山間埋立処分地	全区	午前 9 時から午後 4 時まで（祝日を除いて昼休みも受入）	

（直接搬入する場合は、可燃ごみ、不燃ごみのうち大型のもの及び不燃ごみに区分して、それぞれ別個に処理施設に搬入すること。東北部クリーンセンターは、事前に電話による申込みを行うこと。）

カ 本市が設置する一般廃棄物処理施設の受入基準

施設	受入基準（搬入してはいけない廃棄物）
全施設	本市の区域外において生じた廃棄物
	特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物
	資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する重量が 1 キログラムを超えるパーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。）
	条例第 22 条に規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物

焼却施設	可燃物でない廃棄物
	有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、体積又は重量が著しく大きいこと等により本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物
破碎施設	有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、体積又は重量が著しく大きいこと等により本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物
最終処分地	不燃物でない廃棄物
	有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、容易に飛散し、又は流出すること等により本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物

(2) 犬、猫等の死体

ア 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画

処理区分 処理主体等 種類	収集・運搬		中間処理			最終処分	
	収集主体	収集運搬量	処理主体	焼却		埋立処分	
搬入量				残渣量	処理主体	処理量	
犬、猫等の死体	市	11,384 個/年	市中央 斎場	11,384 個/年	20 t/年	市	20 t/年
実験用動物の死体	許可業者	17 t/年	岐阜県 平田町 (*1)	17 t/年	0.6 t/年	三重県 上野市 (*3)	0.1 t/年 (*4)
		0.5 t/年	兵庫県 猪名川 町(*2)	0.5 t/年	0.05 t/年	大阪湾 広域処 理場	0.05 t/年

(\*1) 岐阜県平田町による許可業者

(\*2) 兵庫県猪名川町による許可業者

(\*3) 三重県上野市による許可業者

(\*4) 残渣量のうち再資源化量を除いた量

イ 収集・運搬の概要

種 類 \ 概 要	収 集 回 数	収 集 の 方 法
犬, 猫等の死体	申込みによりそのつど	各戸収集
実験用動物の死体	申込みによりそのつど	各戸収集

ウ 施設の概要

施 設 名 称	形 式	処 理 能 力	所 在 地
中央斎場動物炉	バッチ式	4.2 t / 日	京都市山科区上花山旭山町 19 番地の 3
岐阜県平田町 (株)美濃ラボ動物汚物焼却炉	固定式	3 t / 日	岐阜県海津郡平田町今尾 1195 番地の 1
兵庫県猪名川町 (株)猪名川動物霊園	バッチ式	1.9 t / 日	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷 51 番地 2

- (3) 本市に設置される特定家庭用再商品化法第 17 条に規定する指定引取場所

グループ別	住 所 等
A グループ	京都市伏見区横大路六反畑 57 番地の 4 (嶋崎運送株式会社)
	京都市南区吉祥院石原堂ノ後町 43 番地 (美山運輸株式会社)
B グループ	京都市南区上鳥羽城ヶ前町 57 番地の 63 (日本通運 (株) 京都支店洛南物流センター)

- (4) し尿及び浄化槽汚泥

ア 収集・運搬及び処理計画

処理区分 処理主体等 種類	収 集 ・ 運 搬			処 理	
	処理主体	量	対象世帯数	処理方法	量
し 尿	市	19,600 k1 / 年	7,640 世帯	下水道投入	19,600 k1 / 年
浄化槽汚泥	許可業者	14,100 k1 / 年	2,963 世帯	下水道投入	14,100 k1 / 年

イ 収集・運搬の概要

種 類	概 要	収 集 回 数	収 集 の 方 法
し 尿		概 ね 月 2 回	各 戸 収 集
浄 化 槽 汚 泥			

(し尿収集において、し尿収集車による作業が不可能な場所については収集を行わない。下水処理区域となって3年を経過した地区において、し尿収集回数を概ね20日ごととする。)

ウ 施設の概要

施設名称	形 式	処理能力	所 在 地
生活環境美化センター内	下水道投入方式	1,250k1 /日	京都市南区西九条森本町83番地

(環境局循環型社会推進部循環企画課)